

令和3年度国土交通省税制改正概要

I. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

都市の競争力・魅力の向上と土地の有効活用の推進

- ①都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に係る特例措置の2年間延長
- ・所得税・法人税:割増償却(緊急地域:5年間 25%、特定地域:5年間 50%)
 - ・登録免許税:建物の保存登記(本則 0.4%→緊急地域:0.35%、特定地域:0.2%)
 - ・不動産取得税:課税標準の特例(緊急地域:1/5、特定地域:1/2 を参酌基準とし、都道府県の条例で定める割合を課税標準から控除)
 - ・固定資産税等:課税標準の特例(緊急地域:3/5、特定地域:1/2 を参酌基準とし、市町村の条例で定める割合に課税標準を軽減、いずれも5年間)

地域の躍動につながる産業・社会の活性化

- ①関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の2年間延長(法人税)

II. 安全・安心な社会の実現

災害に強い強靭な国土・地域づくり

- ①災害ハザードエリアから安全な区域に施設又は住宅を移転する場合に、移転先として取得する土地建物に係る以下の特例措置を創設
- ・登録免許税:所有権移転登記(本則2%→1%)
地上権・賃借権設定登記(本則1%→0.5%)
 - ・不動産取得税:課税標準 1/5 控除

III. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

- 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1,500 万円の特別控除の延長(所得税・法人税等)
- 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- 市民緑地認定制度における特例措置の延長(固定資産税等)
- 都市計画法等の改正に伴う所要の措置(所得税・法人税等)

2. 他省庁主管等

- 東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の特例措置の延長(登録免許税)
- 復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属施設並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長(所得税・法人税等)